

第5節 たすけあい支えあうまちづくり

5-1 医療体制の充実

1. 施策の目的

対 象	意 図
市民	いつでも安心して適切な医療を受けられる

2. 現状と課題

【現状】

- 救急搬送された人のうち市外に搬送された割合は、本市における救急医療体制の充実により減少傾向にあります。
- 救急搬送された人のうち約4割が軽症です。
- 夜間救急体制については、始良郡医師会の協力の下、**準夜帯**※の救急診療を365日実施しています。
- 医師会医療センターは、**始良・伊佐保健医療圏域**※の中核病院としての役割を担っていますが、医師等の不足が生じており、また、施設・設備の老朽化も進んでいます。
- かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局を決めている市民の割合は増加しつつあります。
- 国民健康保険及び**後期高齢者医療保険**※の被保険者一人当たりの医療費は年々増加しています。

【課題】

- 救急搬送件数が増加しているため、平日のみならず休日夜間の救急体制を整備する必要があります。
- 医師会医療センターについては、始良郡医師会と連携し、医師等の確保や機能の

※準夜帯

平日の午後8時～午後11時、土日祝日の午後7時～午後10時のことです。

※始良・伊佐保健医療圏域

「鹿児島県保健医療計画」では、県内を9圏域に分けており、始良・伊佐保健医療圏域は、始良市、伊佐市、湧水町及び霧島市の3市1町で構成されています。

※後期高齢者医療保険

原則75歳以上の方々が加入する医療保険制度であり、将来にわたり高齢者の方々が安心して医療を受けられるようにするため、平成20年4月から老人保健医療制度に代わり、新たな医療制度として発足した制度のことです。

- 充実、今後のあり方を検討する必要があります。
- 日ごろから疾病予防に努めてもらうため、かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局を決めることについて普及啓発を図る必要があります。
 - 国民健康保険及び後期高齢者医療保険の医療費は年々増加しており、保険制度の適切な運営のため、医療費の抑制に努める必要があります。

3. 方針

- 医療の充実を、市民の健康を確保するための重要な基盤として捉え、「**鹿児島県保健医療計画***」に基づき、保健医療圏域における関係機関の連携や、中核病院である医師会医療センターの機能充実を図り、市民がいつでも安心して医療を受けられる体制づくりを行います。
- 日ごろから積極的な健康管理を行い、疾病予防に努めてもらうため、かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局を決めることについての普及啓発に努めます。
- 適正医療についての啓発に努めるとともに、保健事業を充実することにより、医療費の抑制に努め、保険制度の適切な運営を行います。

4. 目標値

成果指標名	単位	平成 23 年度 (現状値)	平成 29 年度 (目標値)
救急搬送*された人のうち市外に搬送された割合 (* 消防の救急搬送のみ)	%	15.6	17.0
医師数 (診療所を含む) ※人口 10 万人当たり	人	153.7	171.5
病院の病床数 ※人口 10 万人当たり	床	1,916.3	1,910.0
診療所の病床数 ※人口 10 万人当たり	床	400.0	408.0
病院数 ※人口 10 万人当たり	箇所	12.6	12.4

※鹿児島県保健医療計画

「医療法」第 30 条の 4 の規定に基づき、医療提供体制の確保を図るために県が定めた医療計画のことです。

※救急搬送

消防による救急搬送に限ります。

[設定理由]

- 「救急搬送された人のうち市外に搬送された割合」については、平成 23 年度に医師会医療センターの新手術棟、救急センターの開設等により 15.6%まで減少していますが、高齢者の増加や市内に設置されていない診療科があることなど、市外への救急搬送が避けられない要因を考慮し 17.0%を目標値とします。
- 「人口 10 万人当たりの医師数、病床数（病院・診療所）、病院数」については、「鹿児島県保健医療計画」に基づき地域の実情に応じて設定されているため、同計画に定める現状値を目標値とします。

5. 施策と基本事業の体系

施 策	基 本 事 業
医療体制の充実	(1) 医療体制の整備
	(2) かかりつけ医を決めるなどの市民意識の向上
	(3) 保険制度の適切な運営

6. 基本事業の内容

(1) 医療体制の整備

- 一次、二次救急医療^{*}の体制整備に努めるとともに、三次救急医療^{*}の体制構築を図ります。
- 夜間救急診療については、始良郡医師会の協力の下で継続して実施するとともに、引き続き深夜帯^{*}体制整備についても検討を行います。
- 市内で完結できる医療体制を目指し、始良郡医師会等の関係機関と継続的に協議します。
- 医師会医療センターの施設整備や機能充実に努めます。

(2) かかりつけ医を決めるなどの市民意識の向上

- 市民一人ひとりが安心して健康的な生活を営むため、日ごろから健康管理や疾病予防、治療方法などを安心して相談できるかかりつけ医・かかりつけ歯科医・

※一次、二次救急医療

「一次救急医療」とは、入院を必要としない救急患者への医療のことです。
 「二次救急医療」とは、入院治療や手術を必要とする重症の救急患者への医療のことです。

※三次救急医療

二次救急では対応できない重篤な疾患や多発外傷に対して、高度治療が必要な医療のことです。

※深夜帯

平日の午後 11 時～翌朝、土日祝日の午後 10 時～翌朝のことです。

かかりつけ薬局を決めることの重要性について普及啓発に努めます。

(3) 保険制度の適切な運営

- 国民皆保険制度を堅持し、持続可能なものとしていくため、増大する医療費を抑制し、医療費の適正化を図ります。
- 生活習慣病の予防や重症化予防の取組を支援し、生活習慣改善の啓発に努めます。



医師会医療センター

1. 施策の目的

対 象	意 図
市民	こころと身体が健康になる

2. 現状と課題

【現状】

- 市民意識調査（平成 23 年度）によると健康のために「日ごろから特に何もしていない」と回答した市民の割合は 8.2%となっています。また、「スポーツ・散歩など適度に運動をしている」と回答した市民の割合は 39.4%であり、健康管理に関する意識を年代別に比較すると、高齢者が高く若年層は低いという傾向にあります。
- 平成 22 年度の自殺者は 24 人で、人口 10 万対の自殺率は 19.0 になりますが、県 24.3、国 23.4 と比較すると低くなっています。
- 悪性新生物（がん）、心疾患、脳血管疾患が死亡理由の上位を占めています。これらの疾病の原因となる生活習慣病を早期発見するため、**特定健診***やがん検診等を実施しています。
- 健康生きがいがづくり推進モデル事業***の取組など、地域での健康づくり活動や公民館講座等の活用が活発化してきています。
- 学校において、食育の推進や小児生活習慣病等の予防についての健康教育等を行っています。

【課題】

- 若いころから、生活習慣病予防や健康づくりについて理解してもらう必要があります。
- 心の健康づくり施策（自殺予防対策等）については、地域ぐるみで取り組む必要があります。
- 医療費の抑制につながるような健康づくりを推進する必要があります。

※特定健診

「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、メタボリック症候群の早期発見を目的に各保険者が実施する健康診断のことです。

※健康生きがいがづくり推進モデル事業

市民が健康で生きがいのある生活を送り、楽しく長生きできるように、住み慣れた地域の特性やニーズに合った健康生きがいがづくりの取組を、日常で習慣化する事業のことです。この事業は本市独自の事業で、地区自治公民館を単位として、平成 21 年度から実施しています。

- 健康生きがいづくり推進モデル事業の継続的な取組や健康講座の充実を図るとともに、地域での健康づくり環境を整備し、市民が健康づくりに積極的に取り組むことができるように支援する必要があります。
- 事業所等が行っている健康づくり活動については、「健康きりしま21（第2次）」^{*}等の策定作業において現状把握を行い、連携した活動を展開していく必要があります。
- 「霧島市食育推進計画（第2次）」^{*}に基づき、家庭、地域、事業所、学校等のあらゆる場で食育推進を図るため、関係機関、NPO団体等と連携していく必要があります。

3. 方針

- 「健康きりしま21（第2次）」及び「霧島市食育推進計画（第2次）」に基づき、市民が健康で生きがいのある生活を送ることができるように、市民と行政が一体となった取組を行い、個人及び地域での健康づくり活動を推進します。
- 市民の健康意識の向上と健康づくり活動の実践により、健康の保持増進、疾病の予防・早期発見・早期治療・重症化防止を図ります。

4. 目標値

成果指標名	単位	平成23年度 (現状値)	平成29年度 (目標値)
心身ともに健康であると感じている市民の割合	%	66.9	74.3
日ごろから何か健康管理を行っている市民の割合	%	91.5	93.6

[設定理由]

- 「心身ともに健康であると感じている市民の割合」については、市民意識調査で「心身ともに健康であると感じている」と回答した市民の割合が、平成21年度から平成23年度までの間に年平均約1.2ポイントずつ増加しており、今後も、「健康きりしま21（第2次）」等に基づき各種事業を実施することから、同程度で推移すると見込まれるため、74.3%を目標値とします。
- 「日ごろから何か健康管理を行っている市民の割合」については、市民意識調査

※健康きりしま21（第2次）

市民の総合的な健康づくり推進を図るため、基本的な方向性を定めた計画のことです。

※霧島市食育推進計画（第2次）

食に関する知識と食を選択する力を身に付けて、健全な食生活の実践に向けた取組を進めるための計画のことです。

で「自分の健康のために、何か心がけていることがある」と回答した市民の割合が、平成19年度から平成23年度までほぼ同率で推移していることを踏まえ、疾病の早期発見や予防、生活習慣の改善など健康増進の取組の重要性に照らし、健康意識が最も高かった40歳代の93.6%を目標値とします。

5. 施策と基本事業の体系

施 策	基 本 事 業
こころと身体 の健康づくり の推進	(1) 市民の健康意識の向上
	(2) こころと身体 の健康管理 の実践・支援
	(3) 健康づくり活動がしやすい社会環境づくり
	(4) 食育の推進

6. 基本事業の内容

(1) 市民の健康意識の向上

○本市の健康づくり推進の基本的な方向性を定めた「健康きりしま21（第2次）」を推進し、市民の健康意識の向上や知識の普及のため、市民健康講座や広報誌による継続的な情報提供に努めます。

(2) こころと身体の健康管理の実践・支援

○疾病の早期発見を目的とした各種健康診査や**メタボリック症候群***の予防など各年代層に応じた保健事業を実施します。また、自殺対策や心の健康相談を実施し、心身ともに健康で生きがいのある生活を送ることができるように支援します。

○感染症の蔓延予防のため、予防接種率の向上に努めます。

(3) 健康づくり活動がしやすい社会環境づくり

○健康づくり活動を行うボランティアやNPO団体等の活動を支援し、互いに連携を図りながら、市民参画による健康づくりを推進します。

○公民館講座などを充実し、健康生きがいづくりを支援します。

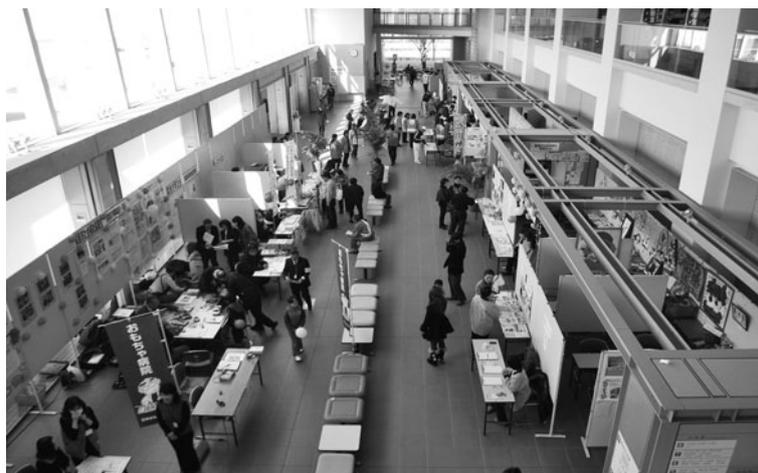
○市民が楽しみながら健康づくりに取り組み、住み慣れた地域で触れ合いながら地域ぐるみの健康づくりができるように支援します。

※メタボリック症候群

内臓脂肪型肥満に加えて、高血糖、高血圧及び脂質異常のうちいずれか2つ以上を併せ持った状態のことです。

(4) 食育の推進

- 「霧島市食育推進計画（第2次）」に基づき、家庭、地域、事業所、学校等のあらゆる場で、各年代に応じた食育を推進します。
- 食生活改善推進員の活動を推進するとともに、学校、生産者、NPO団体等との連携を図ります。



健康福祉まつり

1. 施策の目的

対 象	意 図
市民	たすけあい、自立して地域で暮らす

2. 現状と課題

[現状]

- 高齢化の進行や経済情勢の悪化等により、生活困窮者の数が増加するとともに、一人ひとりの抱える問題が多様化していることから、行政への相談や公的扶助の申請が増加する傾向にあります。
- 障がい者に対する無理解や誤解から生じる差別や偏見が存在し、障がい者の社会参加や就労等に支障をきたしています。
- 本市の高齢化率は平成 24 年 12 月末日現在で 22.8%ですが、**日常生活圏域**※別では既に 30%を超えている圏域もあります。また、ひとり暮らしの高齢者世帯等も増えています。
- 霧島市**高齢者実態調査**※（平成 22 年度）によると高齢者の 83.1%が「持病を抱えている又は持病はなくても加齢による衰えを感じている」状況にあります。また、高齢者の 79.4%が治療中の疾病を抱えています。
- 霧島市高齢者実態調査（平成 22 年度）によると「暮らしの中で地域とのつながりは必要だ」と思う高齢者は 92.5%で、9 割を超えています。
- 霧島市高齢者実態調査（平成 22 年度）によると高齢者の 68.1%が「日常生活で困ったことは特にない」と回答していますが、「家族や自分の病気・介護、必需品の買い物等で困っている」と回答している人もいます。また、緊急時の避難について、17.4%の高齢者が、「ひとりで避難できない」と回答しています。
- 霧島市高齢者実態調査（平成 22 年度）によると在宅要介護（要支援）認定者の 70.8%が「そのまま現在の場所に住み続けること」を希望しています。一方、在宅での看護・介護が必要な家族がいる人の「在宅医療・在宅介護サービスに対する満足度」は、高齢者で 51.3%、若年者（40～64 歳）で 64.2%となっています。

※日常生活圏域

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるように、地理的条件、人口、社会的条件等を勘案して旧行政区域ごとに設定した圏域のことです。（国分 3 圏域、隼人 2 圏域、他の区域 1 圏域）

※高齢者実態調査

介護保険事業計画及び高齢者福祉計画の次期計画を策定する際に、計画見直しの基礎資料となる高齢者等の生活実態や意識・意向を把握するため、3年に1度実施する調査のことです。

【課題】

- 多様化する生活困窮者の支援については、民生委員、公共職業安定所、保健所、警察、学校等の関係機関との連携を更に強化し、対応する必要があります。
- 全市民を対象に**ノーマライゼーション**※の思想を啓発するとともに、地域ボランティア、NPO団体等の活動を支援し、関係機関・団体等との連携を図り、障がい者が住み慣れた地域で生活していける社会づくりを進めていく必要があります。
- 更なる高齢化社会に対応すべく、介護保険サービスなど公的サービスの充実だけでなく、関係組織・団体等との連携や地域住民同士の支えあいなど、民生委員、**在宅福祉アドバイザー**※などの地域資源を活かした様々な支援を展開できる仕組みづくりを行う必要があります。
- 高齢者等が、自らの健康維持・増進に心がけ、健康づくりに積極的に参加できるように支援する必要があります。また、介護予防の取組を充実・強化し、要支援・要介護化の防止に努める必要があります。
- 高齢者等が地域の中でその豊富な知識や経験、能力等を活かしながら、生きがいづくりや社会参加ができる仕組みづくりをより一層進める必要があります。
- 高齢者等が在宅での生活を継続するため、多様な生活支援サービスや医療との連携による介護サービス等の充実などを図っていくことが重要であり、日常生活圏域において、できる限り安心して暮らせる環境づくりを目指す**地域包括ケア体制**※を、地域の実情に応じて整備していく必要があります。



舞鶴園 慰問

※ノーマライゼーション

障がい者や高齢者を隔離せず、すべての人が地域で共に生活できるようにするのが当然だとする考え方のことです。

※在宅福祉アドバイザー

ひとり暮らしや寝たきりの高齢者、障がい者など援護を必要とする人々に対し声かけ・安否確認などの見守り活動や在宅福祉サービスに関する情報提供などをする人のことです。

※地域包括ケア体制

高齢者が自立して地域で生活を営めるように、介護、予防、医療、生活支援及び住まいが一体的に提供される体制のことです。

3. 方針

- 生活に困窮する市民が健康で文化的な生活を送るための支援や、社会的・経済的自立に向けた支援を行うほか、生活保護制度以外の第二のセーフティネットと呼ばれる各種支援、社会保障施策の活用を図ります。
- 障がい者の生活を地域全体で支えるため、各種事業の活用、地域生活移行、就労支援等に取り組むとともに、NPO団体等による**インフォーマルサービス**※など地域の社会資源の活用を図ります。
- 高齢者が誰でも、その生活や人生を尊重され、心身ともに健康で生きがいある生活を送ることができるように、安心をサポートするサービスや自立生活の支援等を行うことにより社会参加を推進するとともに、住み慣れた地域で、ともにたすけあい、支えあいながら暮らせる、うるおいと活力ある社会を目指します。

4. 目標値

成果指標名	単位	平成 23 年度 (現状値)	平成 29 年度 (目標値)
必要な経済的支援を受けて生活をしている人の割合（人口 1,000 人当たりの生活保護受給者数）	人/千人 (%)	12.3	15.2
住み慣れた地域で自立した生活をしている人の割合（要介護者・要支援者）	%	65.8	68.0
住み慣れた地域で自立した生活をしている人の割合（障がい者）	%	96.8	97.1
住み慣れた地域で自立した生活をしている人の割合（高齢者）	%	91.0	94.0

【設定理由】

- 「必要な経済的支援を受けて生活をしている人の割合（人口 1,000 人当たりの生活保護受給者数）」については、被保護者及び要保護者（相談者）に対する労働意欲の向上、自立助長の促進等、就労支援の充実による成果向上を見込み、15.2%を目標値とします。
- 「住み慣れた地域で自立した生活をしている人の割合（要介護者・要支援者）」については、日常生活圏域ごとにバランスのとれた地域密着型サービスを提供することで、毎年度約 0.4 ポイントの成果向上を目指します。

※インフォーマルサービス

近隣や地域社会、民間やボランティアなどの非公式な援助活動のことです。

- 「住み慣れた地域で自立した生活をしている人の割合（障がい者）」については、県及び本市の「障がい者計画」、「障害福祉計画」等の効果を加味し、毎年度0.05ポイントの成果向上を目指します。
- 「住み慣れた地域で自立した生活をしている人の割合（高齢者）」については、引き続き生きがいつくりや自立生活の支援等を行うことにより、毎年度0.5ポイントの成果向上を目指します。

5. 施策と基本事業の体系

施 策	基 本 事 業
地域における福祉の推進	(1) 生活困窮者への支援
	(2) 地域住民による支えあい
	(3) 地域の身近な拠点づくり
	(4) 高齢者の自立支援サービス
	(5) 障がい者の地域生活移行や就労支援等のサービス

6. 基本事業の内容

(1) 生活困窮者への支援

- 生活困窮者からの相談に対し、必要な助言・指導を行うほか、必要に応じて生活保護を実施します。

(2) 地域住民による支えあい

- 民生委員、在宅福祉アドバイザーをはじめとする市民相互の支えあい、たすけあいを推進するために啓発・交流事業を実施するとともに、地域の見守りネットワークの強化や福祉活動者及び活動団体への支援を行います。

(3) 地域の身近な拠点づくり

- 高齢者が住み慣れた地域で介護サービスを受けながら生活を続けることを支援するため、身近な日常生活圏域において、相談や情報提供が受けられる体制を整えるとともに、介護サービス提供の基盤整備を図ります。

(4) 高齢者の自立支援サービス

- 高齢者が安心して暮らし続けることができる地域社会づくりを目指し、生きがいつくりや高齢者の自立生活を支えるための介護・福祉サービスなど、きめ細かなサービスの充実を図ります。

(5) 障がい者の地域生活移行や就労支援等のサービス

○障がい者の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域におけるサービス拠点づくり、NPO団体等によるインフォーマルサービスの提供など、地域の社会資源を最大限に活用し、基盤整備を進めます。



高齢者と子どもの交流

5-4 子育て環境の充実

1. 施策の目的

対 象	意 図
子育て家庭、市民	安心して子どもを生み子育てができる

2. 現状と課題

[現状]

- 地域子育て支援センターやファミリー・サポート・センター※を設置し、子育て支援を行っていますが、平成22年度から新たにNPO法人※による子育て一時預かり支援事業を開始し、また、平成23年度からは保育園における病後児保育の新規開設なども実施し、子育て家庭に対する支援策の充実を図っています。
- 放課後児童クラブ運営団体への支援として施設整備を年次的に行っているほか、市単独の運営補助も行っています。
- 乳幼児医療費助成事業の対象者を、平成21年度から小学校就学前まで拡充しています。
- 保育所等の施設整備を年次的に行っています。
- 市民意識調査（平成23年度）によると「子育てに不安感や負担感を持っている世帯の割合」は、平成18年度の74.5%から59.3%へ15.2ポイント減少し、子育てに対する不安感等が改善されています。
- 市民意識調査（平成23年度）によると「子育てしやすい環境が整っていると考えている子育て家庭の割合」は、平成18年度の49.7%から63.7%へ14ポイント増加し、子育てしやすい環境が整備されてきていると考えられます。
- 本市の出生率は、県内で鹿屋市に次いで2番目に高く、出生者数も鹿児島市に次いで2番目に多く、いずれも高い数値を示しています。
- 本市の出生率は、国・県の率より若干高いレベルを維持していますが、要因として、本市の社会基盤が企業の立地や商業施設進出などにより子育て世代の働く環境として整備されていることなどが考えられます。

※ファミリー・サポート・センター

子育ての援助をお願いしたい人(依頼会員)と、援助をしたい人(提供会員)との相互援助活動を行う会員組織のことで、会員登録、会員間の連絡調整や講習会の開催などを行っています。

※NPO法人

特定非営利活動法人のことで、市民活動団体に含まれますが、法人格を持ち、法人として様々な活動を通じて社会に貢献することを目的とする団体のことです。

- 家庭児童相談件数が年々増加していることから、家庭児童相談員を4人体制とし、児童虐待防止やDV*防止等に努めています。

[課題]

- 各種子育て関係相談への対応には専門的な知識が必要であることから、子育てサークル・サロン等のスタッフの育成を支援する必要があります。
- 妊産婦や乳幼児に関する相談に応じるとともに情報提供に努め、安心して子どもを産み育てるための支援を行う必要があります。
- 不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図るため、不妊治療支援に取り組む必要があります。
- 放課後児童クラブについては、国の動向を見極めつつ、引き続き支援する必要があります。また、施設整備については、待機児童のニーズを把握しながら計画的に進めていく必要があります。
- 保育所等の整備については、国や待機児童の動向を見極めながら進めていく必要があります。
- 医療費の助成制度をはじめとする子育て支援策については、県内の自治体において様々な拡充が図られていることから、引き続き検討する必要があります。
- 虐待予防については、関係機関だけでなく、地域の見守りも必要であることから、予防についての普及啓発をより一層推進する必要があります。また、被害者の救済については、市内に児童保護施設や母子生活支援施設がないため近隣市町の施設に受入れを依頼しており、今後も県や関係機関と連携を図る必要があります。
- 出生率を維持するため、引き続き就労の場を確保する必要があります。

3. 方針

- 「**きりしますくすく子どもプラン***」の基本理念でもある「安心して子どもを産み、子育てができる霧島市」の実現に努めます。また、若い世代に「霧島市に住みたい、霧島市で子育てをしたい」と感じてもらえるように子育て支援事業の充実を図ります。

※DV

「Domestic Violence（ドメスティック・バイオレンス）」の略称で、配偶者、交際の相手方等親密な関係にあり、又は親密な関係にあった男女間において、個人の尊厳を侵すような身体的、精神的、社会的、経済的又は性的な暴力のことです。

※きりしますくすく子どもプラン

平成22年3月に、子育て環境の整備・充実を図るために策定した「次世代育成支援対策後期行動計画」のことです。

4. 目標値

成果指標名	単位	平成 23 年度 (現状値)	平成 29 年度 (目標値)
子育てに不安感や負担感を持っている世帯の割合	%	59.3	59.3
子育てしやすい環境が整っていると考えている子育て家庭の割合	%	63.7	69.7
出生率	人/千人	10.2 (速報値)	10.4

[設定理由]

- 「子育てに不安感や負担感を持っている世帯の割合」については、平成 22 年度から児童手当の支給対象者が中学生まで拡充されたことなどから大きく改善され、当分の間このまま推移すると考えられることから、現状維持に努めます。
- 「子育てしやすい環境が整っていると考えている子育て家庭の割合」については、子ども・子育て支援法等の施行により、子育て支援センターや認定こども園[※]等を新設する環境が整備され、それらを実施することにより、子育てしやすい環境の整備が進むと考えられることから、毎年度 1 ポイントの成果向上を目指します。
- 「出生率」については、子ども・子育て支援法等の施行により、子育てしやすい環境の整備は更に進むと考えられますが、消費税増税や不安定な雇用情勢など不確定要素も多いことを考慮し、0.2 ポイントの成果向上を目指します。

5. 施策と基本事業の体系

施策	基本事業
子育て環境の充実	(1) 地域における子育て支援
	(2) 母子保健の充実
	(3) 子育て家庭のワーク・ライフ・バランスの推進
	(4) 子どもの健やかな成長のための負担軽減
	(5) 要保護児童等への対応

※認定こども園

就学前の子どもに教育・保育を提供し、子育てを支援する施設のことで、幼稚園と保育所の機能を兼ねており、都道府県知事が認定します。

6. 基本事業の内容

(1) 地域における子育て支援

- 地域子育て支援センターやファミリー・サポート・センターの活動の周知広報に努め、更なる利用者の増加を図ります。
- 「霧島市こどもセンター」を核とし、各地区の子育て支援センターとの連携を強化します。
- 地域での子育てを推進するため、引き続き各子育てサロンを支援します。また、子育てサロンがない地区での立ち上げの支援も行います。

(2) 母子保健の充実

- 不妊に悩む夫婦への支援として、相談に応じるとともに、治療に対する助成制度の周知と利用の促進を図ります。
- 母子保健相談関連事業の充実を図るため、母子保健検討委員会を開催するなど関係機関との連携を強化します。
- 発育や発達に不安のある乳幼児やその保護者に対して、相談及び必要な療育につなぐ支援体制の充実を図ります。

(3) 子育て家庭のワーク・ライフ・バランスの推進

- 子育て家庭のワーク・ライフ・バランスの推進のため、各種保育サービス等の提供に努めます。

(4) 子どもの健やかな成長のための負担軽減

- 国の手当制度等については、今後の国の動向を見極めながら、効果的に実施していきます。
- 子育て支援のための本市独自の負担軽減事業について、そのあり方を検討します。

(5) 要保護児童等への対応

- 相談件数の増加や相談内容の複雑多様化に迅速に対応するため、関係機関と連携し、要保護児童等の早期発見・対応、保護、支援、アフターケアなど総合的な支援を行います。
- 広報誌等で虐待に関する認識を深めるための情報を提供し、虐待等の早期発見につなげます。
- 児童相談支援システム**^{*}を活用し、的確な指導助言に努めます。

※児童相談支援システム

増加・多様化する児童相談に迅速かつ的確に対応するため、サーバー上でデータを管理し、関係機関でネットワークを形成し情報を共有するシステムのことで。

第6節 共生・協働のまちづくり

6-1 市民参加によるまちづくりの推進

1. 施策の目的

対 象	意 図
市民、行政	まちづくり活動※に参加する
市外の住民	移住定住する

2. 現状と課題

[現状]

- 「共生・協働によるまちづくり」という言葉については、市民に徐々に浸透していますが、意味まで理解している市民は多くありません。
- 地区自治公民館・自治会以外の市民団体の活動について、市民に徐々に理解されつつあります。
- まちづくり活動における地区自治公民館、自治会の担う役割は大きいとすることができます。しかし、高齢化や市民の自治会加入に対する意識の変化などにより、自治会加入率は減少傾向にあります。
- 主たる事務所が本市にあるNPO法人数は、5年前の14団体から37団体(平成24年12月現在)に増えました。今後も、ボランティア団体、NPO法人等の組織が増加する傾向にあります。
- 市民・市民団体・行政間の連携・協力は、十分に進んでいるとは言えません。
- 本市の移住定住に関する情報を一元化して提供するワンストップ窓口を設置し、移住定住希望者の相談を随時受け付けています。また、移住定住促進を図る目的で関連するイベント等に参加しPRを行っていることから、本市への移住に関する相談は年400件程度に上り、このうち移住者は過去5年間の年平均で40世帯、95人となっています。

※まちづくり活動

市民と行政あるいは市民同士が、お互いの責任と役割を明確にして互いに協力しながら、個性豊かな活力ある地域社会をつくっていくための諸活動のことです。

【課題】

- 「共生・協働によるまちづくり」のあり方について、市民の理解を深めていくため、まちづくり活動に関する情報や活動参加の機会を提供する必要があります。
- 地域の課題解決に積極的に取り組む担い手の確保・育成を図る必要があります。
- 地区自治公民館・自治会への加入促進を図るとともに、計画的な活動を支援する必要があります。
- ボランティア、NPO法人などの市民団体の活動を支援する必要があります。
- 「共生・協働によるまちづくり」を進めるため、市民・市民団体・行政間の連携を強化する必要があります。
- 移住希望者に移住してもらうための支援を継続していく必要があります。
- 市民となった移住者が自治会に加入し、積極的に地域活動に参加できる環境づくりに努める必要があります。

3. 方針

- 市民と行政あるいは市民同士が、相互に信頼関係を築き、それぞれの果たすべき責任と役割を自覚するとともに、対等な立場で協力し、支え合う活力ある**市民参加によるまちづくり***を目指します。
- 移住定住関連事業を実施し、移住定住促進に積極的に取り組みます。

4. 目標値

成果指標名	単位	平成 23 年度 (現状値)	平成 29 年度 (目標値)
まちづくり活動に参加している市民の割合	%	51.1	62.0
自治会加入率	%	67.9	70.0
ボランティアセンターのボランティア登録会員数	人	5,882	6,200
移住者数	人	122	100

【設定理由】

- 「まちづくり活動に参加している市民の割合」については、市民意識調査（平成 23 年度）によると「地域の活動にぜひ参加したい」と回答した市民の割合が約

※市民参加によるまちづくり

市民と行政あるいは市民同士が、相互に信頼関係を築き、それぞれの果たすべき責任と役割を自覚するとともに、対等な立場で協力し、支え合いながら、まちづくりを進めることです。

- 10%であることから、公益的な市民活動への理解や関心を深め、参加するきっかけとなるような機会づくりや啓発活動を行い、市民の参加意欲を高めることにより、10.9ポイントの成果向上を目指します。
- 「自治会加入率」については、都市化の進展や加入率の高い高齢世帯の自然減により加入率が減少傾向にあります。魅力ある自治会活動を行うことにより、70.0%を目標値とします。
 - 「ボランティアセンターのボランティア登録会員数」については、ボランティア活動に対する意識の啓発と参加しやすい環境づくりを行うことにより、6,200人を目標値とします。
 - 「移住者数」については、過去5年間の移住者数の年平均が95人であることを踏まえ、今後も積極的に移住定住関連事業を行うことにより、毎年度100人を目標値とします。

5. 施策と基本事業の体系

施 策	基 本 事 業
市民参加によるまちづくりの推進	(1) まちづくりに関する意識の醸成
	(2) まちづくりに参加しやすい環境づくり
	(3) 移住定住促進

6. 基本事業の内容

(1) まちづくりに関する意識の醸成

- まちづくりの主役は市民であるという意識を育て、市民が公益的な市民活動に関心を持ち、その活動に参加するきっかけとなるための啓発活動や機会づくりを更に進めます。
- 「共生・協働によるまちづくり」のあり方について、「共生・協働に関する指針」を基に、市民と行政の相互理解を深めていきます。

(2) まちづくりに参加しやすい環境づくり

- 地区自治公民館・自治会の活動を支援するため、地域まちづくり支援事業や地域振興補助制度等を推進します。
- 市民団体が行う公益的な活動に対する支援を行います。
- 市民団体との連携・協働体制の強化を図るとともに、情報交換や活動発表の場の確保に努めます。

(3) 移住定住促進

- 本市を全国にPRし、移住者向けの情報提供を積極的に行うとともに関連する各種支援を行います。
- 中山間地域の活性化を図るため、市街地から中山間地域への転居に対する支援制度を整備します。



市民活動



まちづくり活動

6-2 国際・国内交流の推進

1. 施策の目的

対 象	意 図
市民、行政	交流することにより、相互理解が深まる

2. 現状と課題

【現状】

- 合併前の旧市町と交流があった国内外の交流都市（海外9都市・国内4都市）との関係を継続しており、そのうち**海外3都市・国内2都市***と姉妹都市盟約や友好交流協議書を再締結しています。
- 交流活動については、経費的な問題により参加人数を限定しているため、希望者全員が参加できていない状況が一部に見られます。
- 霧島市国際交流協会が、市民レベルの国際交流活動に取り組んでいることから、市内在住外国人と交流する機会が多くなってきています。
- アメリカ・中国の国際交流員（C I R）が、国際理解のための出前講座、各種教室、イベントなどを開催し、本市の国際交流の一役を担っています。
- 青少年のホームステイによる海外交流については、日韓親善子供大使友好の翼事業において韓国釜山市に、霧島市青少年海外派遣事業においてマレーシアマラッカ市や中国耀州区などに、市内の小中高校生を派遣しています。

【課題】

- 国際・国内交流活動を周知するため、情報発信を行う必要があります。
- 姉妹都市盟約や友好交流協議書を締結した国内外の交流都市等との関係を強化する必要があります。
- 交流のための民間組織の充実及び人材の育成に努めることで、民間交流を促進する必要があります。
- ホームステイについては、受入れを希望する家族が募集定員に満たない場合があることから、ホームステイに対する理解を深めていく必要があります。
- 霧島市国際交流協会が、より安定的な運営ができるように助言や支援を行う必要があります。

※海外3都市・国内2都市

「海外3都市」とは、アメリカカリフォルニア州ソノラ市、中国陝西省（センセイショウ）耀州区（ヨウシュウク）、中国湖南省（コナンショウ）瀏陽市（リュウヨウシ）です。

「国内2都市」とは、岐阜県海津市、長崎県雲仙市です。

3. 方針

- 国際・国内交流活動の情報発信に努めるとともに、交流活動への市民の積極的な参加を促進し、国内外の交流都市等との交流の充実を図ります。
- 交流のための民間組織の充実及び人材の育成に努め、民間主導の交流の促進を図ります。

4. 目標値

成果指標名	単位	平成 23 年度 (現状値)	平成 29 年度 (目標値)
国際・国内交流活動を知っている市民の割合	%	59.5	65.0
交流先との相互協力関係が築かれていると感じている市民の割合	%	62.7	68.0
交流事業等に参加した延べ人数	人	154	176

[設定理由]

- 「国際・国内交流活動を知っている市民の割合」については、国際・国内交流活動の充実及び情報発信を行うことにより、5.5 ポイントの成果向上を目指します。
- 「交流先との相互協力関係が築かれていると感じている市民の割合」については、交流活動の充実及び情報発信を行うことにより交流活動の認知度を高め、5.3 ポイントの成果向上を目指します。
- 「交流事業等に参加した延べ人数」については、国際・国内交流活動の情報発信を行うことにより、176 人を目標値とします。

5. 施策と基本事業の体系

施策	基本事業
国際・国内交流の推進	(1) 国際・国内交流活動の推進
	(2) 交流のための民間組織・人材の育成、充実

6. 基本事業の内容

(1) 国際・国内交流活動の推進

○広報誌、ホームページ、報道機関の取材等を活用して、国内外との交流活動の情報を発信することで、交流活動への市民の積極的な参加を促進し、国内外の交流都市等との交流の充実を図るなど、国際・国内交流活動を推進します。

(2) 交流のための民間組織・人材の育成、充実

○民間組織の育成と交流活動の充実を促進し、併せて人材の育成を図ることにより、民間主導による交流活動が更に活性化するように努めます。



霧島市青少年海外派遣事業（中国陝西省耀州区）



国際交流員のイベント（お菓子作り）

1. 施策の目的

対 象	意 図
市民	人権が尊重されている

2. 現状と課題

[現状]

- 本市でも、家族間の暴行・虐待、強制・強要による家庭内の問題などの人権侵犯事件が起きていますが、その件数は年々減少傾向にあります。
- 市民意識調査（平成 23 年度）によると人権侵害を受けた市民の割合が 7.2% となっており、平成 18 年度の調査より半減していることから、少しずつ取組の成果が現れています。

[課題]

- 市全域でのあらゆる差別をなくするため、本市が実施する講座等の周知広報を行い、更なる人権意識の高揚を図る必要があります。
- 人権に関する様々な問題について、気軽に相談できる環境を構築するため、広報誌、窓口、街頭、講演会等で、相談機関に関する情報を提供する必要があります。
- 企業における人権擁護を促進するため、各種人権講座の活用を呼びかける必要があります。
- 複雑多様化する人権問題に迅速かつ的確に対応するため、国・県の関係機関、人権擁護委員等と連携・協働して人権侵害被害者の救済に取り組む必要があります。

3. 方針

- 学校、家庭、地域社会、企業・団体等、あらゆる場を通じて、市民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるように、人権教育・啓発を推進します。

4. 目標値

成果指標名	単位	平成23年度 (現状値)	平成29年度 (目標値)
人権侵害を受けた市民の割合	%	7.2	7.0
人権侵犯事件数	件	78	70

[設定理由]

- 「人権侵害を受けた市民の割合」については、ここ数年は減少傾向にありますが、複雑多様化する人権問題などが今後増加することも懸念されることから、「効果的な人権教育・啓発の推進」、「相談機関やその活動の周知広報」などについて、これまで以上に取り組むことにより、概ね現状維持に努めます。
- 「人権侵犯事件数」については、複雑多様化する人権問題に迅速かつ的確に対応するため、国・県の関係機関、人権擁護委員等と連携・協働を更に強化することで、約10%改善することを目指します。

5. 施策と基本事業の体系

施策	基本事業
人権の尊重	(1) 人権尊重社会の実現に向けた教育・学習の推進及び広報・啓発
	(2) 人権侵害被害者の救済

6. 基本事業の内容

(1) 人権尊重社会の実現に向けた教育・学習の推進及び広報・啓発

○人権教育・啓発の指針となる「霧島市人権教育・啓発基本計画」に基づき、講演会、講座、研修会及び各種啓発事業を実施し、人権意識の高揚を図ることで、市民一人ひとりが、あらゆる場において人権の大切さを認識するとともに、お互いの存在や違いを尊重し、豊かさとして認め合う人権尊重のまちを築きます。

(2) 人権侵害被害者の救済

○複雑多様化する人権問題に迅速かつ的確に対応できるように、国・県の関係機関、人権擁護委員等と連携・協働して、人権侵害被害者の救済に取り組みます。また、市民が気軽に相談できるように、相談機関やその活動内容等について周知広報を図り、積極的な情報提供に努めます。

1. 施策の目的

対 象	意 図
市民、事業者	性別にかかわらず、個性と能力を発揮できている

2. 現状と課題

[現状]

- 男女共同参画に関する市民意識調査^{*}（平成 23 年度）によると身体的暴力を受けたDV被害者の 40.9%は、どこにも誰にも相談していない状況にあります。
- 市民意識調査（平成 23 年度）によると「社会全体（霧島市）において男女の地位が平等になっている」と思う市民の割合は 30.0%となっています。そのうち、男性の 37.4%が「平等である」と回答していることに対し、女性の回答は 24.1%にとどまっていることから、男女間で意識差が見受けられます。また、年齢別では、高齢者の平等意識が高い傾向にあります。
- 男女共同参画に関する市民意識調査（平成 23 年度）によると「男性は仕事、女性は家庭」と思う市民の割合は 37.6%であり、平成 18 年度の調査より、4.9 ポイント減少しています。
- 本市の附属機関等^{*}における女性委員の割合は、「霧島市男女共同参画計画」において、「平成 29 年度末までに 40%」の目標を掲げていますが、平成 23 年度末現在、24.9%となっています。

[課題]

- 平成 24 年 4 月 1 日に施行した「霧島市男女共同参画推進条例」に基づき、市民、事業者等と連携して男女共同参画を総合的かつ計画的に推進する必要性があります。
- DV、セクシュアル・ハラスメント^{*}は決して許されない行為であるとの認識を

※男女共同参画に関する市民意識調査

市民の男女平等や男女の人権、家庭・地域などに対する意識と実態を把握し、本市の男女共同参画に関する施策の推進を図るための基礎資料を得る目的に実施した調査のことです。

※附属機関等

法律や条例により設置されている附属機関や要綱等により設置されている協議会等のことで、市政の重要事項について審議等を行います。

※セクシュアル・ハラスメント

身体への不必要な接触、性的関係の強要、わいせつな写真の提示、又は性的な噂をながすなど相手の意に反した性的な言動により、相手に不快感を与えたり生活や就業の環境を害したりする行為のことです。

広く浸透させるとともに、男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶と救済に向けた体制整備を図り、誰もが安心して暮らせる環境づくりを進める必要があります。

- 市民、事業者等が、男女共同参画に関する基本理念についての理解を深めるため、啓発活動及び研修を継続して行う必要があります。
- 政策・方針決定過程への女性の参画を促進するため、**積極的改善措置***の取組を強化する必要があります。

3. 方針

- 「霧島市男女共同参画推進条例」に基づき、市民、事業者等と連携して男女共同参画を総合的かつ計画的に推進していきます。

4. 目標値

成果指標名	単位	平成 23 年度 (現状値)	平成 29 年度 (目標値)
DVまたはセクシュアル・ハラスメントを受けた市民の割合	%	8.2	6.6
社会全体（霧島市）において男女の地位が平等になっていると思う市民の割合	%	29.7	38.8
「男性は仕事、女性は家庭」と思う市民の割合	%	37.6	36.0
方針決定過程に参画している女性の割合	%	22.1	26.5

【設定理由】

- 「DVまたはセクシュアル・ハラスメントを受けた市民の割合」については、被害者救済のための相談体制の整備を図るとともに、予防と根絶に向けた啓発活動を実施することにより、1.6ポイント改善することを目指します。
- 「社会全体（霧島市）において男女の地位が平等になっていると思う市民の割合」については、男女共同参画に関する広報及び啓発活動を継続して実施することにより、9.1ポイントの成果向上を目指します。
- 「男性は仕事、女性は家庭」と思う市民の割合」については、男女共同参画に

※積極的改善措置

職場、地域、学校、家庭その他の社会のあらゆる分野における男女の格差を改善するため、必要な範囲内で男女のいずれか一方に対して積極的に機会を提供することにより、実質的な「機会の平等」を保障しようとする中で、「ポジティブ・アクション」ともいいます。

関する広報及び啓発活動を継続して実施することにより、1.6ポイント改善することを目指します。

- 「方針決定過程に参画している女性の割合」については、積極的改善措置の取組を強化することにより、4.4ポイントの成果向上を目指します。

5. 施策と基本事業の体系

施策	基本事業
男女共同参画の推進	(1) 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶
	(2) 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し、意識の改革
	(3) 政策・方針決定過程への女性の参画の促進

6. 基本事業の内容

(1) 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶

○DV、セクシュアル・ハラスメント等の男女の人権を侵害する暴力に対する正しい理解を広く浸透させる広報・啓発活動を実施し、暴力を許さない意識の醸成を図ります。

○相談員の人材育成など相談体制の充実をはじめ、被害者が相談しやすい環境づくりに努め、被害の潜在化を防止します。

(2) 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し、意識の改革

○職場、地域、学校等における慣行について、**性別による固定的な役割分担意識**^{*}を助長するものでないか「気づき」を促すとともに、その見直しに向けた主体的な行動が、市民、事業者等において広がるように、積極的な広報・啓発に努めます。

○あらゆる施策の策定及び実施に際し、それが男女にどのような影響を及ぼすのかを点検した上で、その影響に十分配慮するように努めます。

(3) 政策・方針決定過程への女性の参画の促進

○あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画を促進するため、これまでの性別による固定的な役割分担意識を見直す意識啓発を図るとともに、積極的改善措置を取り入れながら、積極的な女性の登用に努めます。

※性別による固定的な役割分担意識

「男性、女性という性別で、役割が定まっている。」という考え方や意識のことです。具体例としては、「男性は働き、女性は家事や育児に専念すべき。」「女性には残業などの負担をかけさせられない。」などの考え方が挙げられます。

第7節 新たな行政経営によるまちづくり

7-1 健全な財政運営の推進

1. 施策の目的

対 象	意 図
市の財政	健全な状態になる

2. 現状と課題

【現状】

- 本市は、持続可能な健全財政をめざして、平成18年8月に「霧島市経営健全化計画」を策定し、予算規模の適正化、起債（地方債）残高の縮減、基金残高のかん養を柱として財政健全化に積極的に取り組んできました。しかしながら、低迷する社会経済情勢を受け、国が数次にわたり実施した経済対策に呼応して、社会資本整備や地域活性化のために地方債等を活用した単独事業等を積極的に実施してきたことに加え、普通交付税の代替として発行する**臨時財政対策債***が増加していることなどから、結果として、予算規模に対する地方債残高の比率が**類似団体***より高い状況にあります。
- 低迷する社会経済情勢の中、自主財源の根幹をなす市税の劇的な増収は期待できない状況にあります。
- 市が管理している公有財産については、合併前後とほぼ変わらない状況にあり、そのうち施設については、老朽化が進んでいる状況にあります。
- 平成23年3月に「霧島市経営健全化計画（第2次）」を策定し、引き続き持続可能な健全財政の構築に取り組んでいます。

※臨時財政対策債

国から地方公共団体に分配する**地方交付税***が不足するため、その不足する金額の一部を、いったん地方公共団体に借金をして賄うために発行する地方債のことです。償還に要する費用は、後年度の地方交付税で全額措置されるため、実質的には地方交付税の代替財源と捉えることができます。

※地方交付税

国税のうち所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税のそれぞれ一定の割合の額で、地方公共団体が等しくその行うべき事務を遂行することができるように、一定の基準により国が交付する税のことで、普通交付税と特別交付税の2種類に分かれています。

※類似団体

地方公共団体の財政状況等を他の団体と客観的に比較するため、全国の自治体を「人口規模」と「産業構造」から類型化した時、同じ区分に入る団体のことです。このことから、同じ区分の団体は、「人口規模」や「産業構造」が、同じような条件や状況にあるということになります。

本市は、人口10万人以上で第2次・第3次産業の従事者が95%未満、うち第3次産業の従事者が55%以上である「Ⅲ-1」に分類されています。

【課題】

- 予算規模の適正化を図る必要があります。
- 社会経済情勢の変化など特別な財政需要に対応できる一定規模の基金を確保する必要があります。
- 起債（地方債）残高の縮減を図るため、地方債の借入を抑制し、既存の借入金の繰上償還をする必要があります。
- 自主財源を確保するため、市税等の徴収体制の強化、遊休資産の売却、受益者負担の適正化などに努めるとともに、経常的な経費の縮減を図る必要があります。
- 公有財産については、施設等の整理を含め、最少の経費で適切かつ効果的な管理を行う必要があります。

3. 方針

○厳しい財政状況を踏まえ、地域主権の時代にふさわしい簡素で効率的な行政システムを確立するため、徹底した行財政改革を推進していきます。そのために市が担うべき役割を明確にし、「選択と集中」の考えの下、徹底した見直しによる歳出の抑制を行うとともに、自主財源の積極的な確保策を講じるなど、効率的で持続可能な財政構造の構築に努める必要があります。

4. 目標値

成果指標名	単位	平成 23 年度 (現状値)	平成 29 年度 (目標値)
一般財源の歳入額と歳出額の差	億円	△14	△ 9
起債（地方債）残高	億円	682	620
基金残高 (財政調整基金、減債基金、特定 建設事業基金の残高合計)	億円	118	33

【設定理由】

- 「霧島市経営健全化計画（第2次）」においては、**合併特例措置による普通交付税の増高措置***が終了し、本来の算定となる平成 33 年度に歳入と歳出のバランス

※合併特例措置による普通交付税の増高措置

合併市町村に係る普通交付税の算定において、合併後の一定期間に限って、普通交付税の額が合併前の状態における額より減少しないようにするための特別な措置のことです。

本市の場合、平成 18 年度から 10 年間は合併前の各市町の額が保障され、以後 5 年間は通減され、平成 33 年度から本来の算定となります。

スの均衡が図られるように、それまでの間は不足する一般財源を基金から取り崩して対応することとしています。このことから、「一般財源の歳入額と歳出額の差」については、平成29年度当初予算編成で、歳入不足に対応するために取り崩す基金の総額を同計画で定める9億円（一般財源の歳入額と歳出額の収支差額をマイナス9億円）以内にすることを目標にします。

- 「起債（地方債）残高」については、借入れの抑制や繰上償還をすることにより、「霧島市経営健全化計画（第2次）」に基づき、620億円まで縮小することを目標にします。
- 「基金残高」については、歳入不足に伴う基金の取り崩しにより基金の減少が見込まれますが、年度間における財源の不均衡を調整するために一定の基金を確保することは必要であることから、「霧島市経営健全化計画（第2次）」に基づき、33億円以上の基金を確保することを目標にします。

5. 施策と基本事業の体系

施 策	基 本 事 業
健全な財政運営の推進	(1) 歳入の確保
	(2) 市有財産の適正管理と有効活用
	(3) 歳入に見合った予算編成と適正執行

6. 基本事業の内容

(1) 歳入の確保

- 受益者負担の適正化に努め、定期的な見直しを行います。
- 納税の義務、受益者が負担するという意識の浸透を図るため、広報による啓発に努め、寄せられる相談に的確に対応します。
- 市税等の徴収の更なる強化を図ります。
- 自主財源として、広報誌、ホームページ等への民間広告掲載を継続するほか、職員駐車場利用料の徴収についても検討します。

(2) 市有財産の適正管理と有効活用

- 利活用が可能な市有財産を把握し、活用方針を検討します。
- 公有財産については、事故等の未然防止の対策に努め、最少の経費で適切な管理を行うとともに、「霧島市公共施設マネジメント計画」を策定し、将来にわたって真に必要な公共施設サービスの提供に努めます。

- 「霧島市公金の保管及び運用に関する基準」に基づき、安全かつ効率的な現金・基金運用を行います。

(3) 歳入に見合った予算編成と適正執行

- 行政評価に基づく**財源配分方式**[※]を継続するとともに、「霧島市経営健全化計画（第2次）」に沿った予算編成を行います。
- 予算の執行基準の更なる適正化を図ります。



建設予定の横川総合支所（イメージ）

※財源配分方式

施策ごとに財源枠を設けて、担当部署から事務事業費ごとの予算額を決めていく方法のことです。

7-2 信頼される行政経営の推進

1. 施策の目的

対 象	意 図
市の組織	スリム化が図られ、行政サービスの質が高まり市民の信頼を得られる

2. 現状と課題

【現状】

- 平成 18 年度に策定した「霧島市定員適正化計画」に基づき、職員の適正管理に努めた結果、5年間で189人を減員（合併当初から212人を減員）することができましたが、総務省が示す**類似団体別職員数**や**定員回帰指標**[※]との比較ではまだ大きく超過していることや、合併特例措置による普通交付税の増高措置の段階的な削減など、今後も厳しい財政状況が予測され、引き続き定員のスリム化に取り組む必要があることから、「霧島市定員適正化計画（第2次）」及び「霧島市組織機構再編計画（第2次）」を策定しました。
- 「霧島市定員適正化計画（第2次）」や「霧島市組織機構再編計画（第2次）」に基づき、組織を見直す必要がありますが、組織のスリム化に必要な事務事業の見直しが進んでいない状況にあります。
- 市民意識調査によると「行政に対する市民の信頼度」は、年々向上しているものの、50%程度に留まっており、地域間や年齢層によって若干の差異も見られます。

【課題】

- 平成 23 年 3 月に策定した「霧島市行政改革大綱（第2次）」に基づき、行政改革を推進する必要があります。
- 大幅な歳入減が予想される中、限られた職員で、より効果的・効率的な行政経営を行うため、事務事業の見直しや組織再編を進める必要があります。
- 行政ニーズに的確かつ柔軟に対応できる、職務遂行能力の高い人材を育成する必要があります。

※類似団体別職員数や定員回帰指標

定員管理の適正化を進める際の基準となる定員の算定方法のことです。

「類似団体別職員数」とは、全国の自治体を人口と産業構造をもとにグループ分けし、そのグループごとに部門別の職員数を算出し、当該団体との比較を行うことです。

「定員回帰指標」とは、人口と面積からなる基本的な要素に、市町村合併の有無や一部事務組合などにおける共同処理の業務を加味して、平均的な水準の職員数を算出し比較を行うことです。

3. 方針

- 「健全な財政運営の推進」及び「市民と行政による情報の相互活用」の両施策と行政改革を一体的に進め、成果向上を図ります。なお、改革を実施する際は、人材育成を同時に進めるなど、スリム化等による弊害が生じないように万全を期します。

4. 目標値

成果指標名	単位	平成 23 年度 (現状値)	平成 29 年度 (目標値)
定員適正化計画に基づく職員の減員数	人	189	287
組織の数	部局/(総合支所)/課/グループ等	13/(5)/86/221	11/70/180
行政(市)に対する市民の信頼度	%	51.9	66.0

【設定理由】

- 「定員適正化計画に基づく職員の減員数」については、平成 18 年 4 月 1 日現在の職員数 1,408 人から、「霧島市定員適正化計画(第 2 次)」で目標として掲げた平成 28 年 4 月 1 日現在の職員数 1,132 人(減員数 276 人)を基に、平成 29 年 4 月までに 287 人以上(平成 28 年の定年退職者、新規採用者を見込む。)の減員を目指します。
- 「組織の数」については、「霧島市組織機構再編計画(第 2 次)」で目標として掲げた「総合支所・分庁方式」から「本庁方式」への移行を行うとともに、部局等の統廃合を行い、概ね 11 部局 70 課 180 グループ等を目標値とします。
- 「行政(市)に対する市民の信頼度」については、市民意識調査(平成 19 年度)において、「市の組織や提供される行政サービスに対して信頼できる」あるいは「どちらかといえば信頼できる」と答えた市民の割合は 40.1%であったが、平成 23 年度の調査では 51.9%となり、過半数の市民の信頼を得ています。今後は、市民の概ね 3 分の 2 の信頼を得られるような行政サービスの遂行に努め、14.1 ポイントの成果向上を目指します。

5. 施策と基本事業の体系

施策	基本事業
信頼される行政経営の推進	(1) 市の担うべき役割の重点化
	(2) 効果的で効率的な組織・機構、業務の構築
	(3) 人材育成の推進

6. 基本事業の内容

(1) 市の担うべき役割の重点化

○行政評価を活用した事務事業の再編・整理や廃止・統合を進めるとともに、業務の民間委託等を推進し、行政が担うべき役割の重点化を図ります。

(2) 効果的で効率的な組織・機構、業務の構築

○限られた人材・財源を有効に活用するため、「霧島市組織機構再編計画(第2次)」に基づき、組織の見直しを行います。

(3) 人材育成の推進

○「霧島市人材育成計画(第2次)」に基づき、市民との信頼関係を高めるため、**対人感受性***や**対人能力***を重視した人材の育成に努めます。



施策別分科会

※対人感受性

相手軸(他人軸)で物事を考えて理解する能力のことです。

※対人能力

人と向き合ってコミュニケーションを取ったり、社会的に付き合ったりする能力、うまく対人関係を築く能力のことです。

1. 施策の目的

対 象	意 図
行政	活動内容を明らかにする
市民	意見や実態が市政に反映される

2. 現状と課題

[現状]

- ホームページについては、市の行政情報を迅速、的確、効果的に提供するため、トップページのリニューアル、外国語の自動翻訳、障がい者が利用しやすいような音声読み上げや文字拡大など、機能の充実を図っています。
- 一日移動市長室^{*}や出前講座などの広聴活動を実施し、市民の声を市政に反映しています。
- 情報公開制度及び個人情報保護制度を適正に運用しています。

[課題]

- ツイッター^{*}などの新たなソーシャルメディア^{*}による情報提供や広聴活動のあり方について、「霧島市地域情報化計画」に基づき検討する必要があります。
- テレビやラジオの活用などマスメディア^{*}を通じた広報のあり方を検討する必要があります。
- 現在、公共施設、店舗等で、自治会未加入者へ配布している広報誌について、配布箇所や方法を検討する必要があります。
- 情報公開制度及び個人情報保護制度の適正な運用を継続して行う必要があります。

※一日移動市長室

市民と気軽に語り合い、地域の実情や課題、市民の声をより市政に反映させることを目的として、市長が隼人庁舎及び各総合支所並びに水道部庁舎で、市民との面談や現場視察などの執務を行うことです。

※ツイッター

インターネット上で、不特定多数の人に向けて140文字以内のごく短い文を発信したり、また他の人の文を読んだりすることができるサービスのことです。

※ソーシャルメディア

インターネットの技術を利用し、個人間のコミュニケーションを促進するサービスの総称で、SNS、ブログ、ミニブログなどのことです。

※マスメディア

不特定多数の人に向けての情報伝達手段となる新聞、雑誌、ラジオ、テレビ、映画などの総称です。

3. 方針

○新たなソーシャルメディアや、マスメディアの更なる活用を検討するとともに、広報誌やホームページをもっと多くの人に見てもらうように努力し、併せて、情報公開制度を適正に運用することで、市民と行政による情報の相互活用を図ります。

4. 目標値

成果指標名	単位	平成23年度 (現状値)	平成29年度 (目標値)
市民に必要な情報が提供されていると思う市民の割合	%	63.5	73.5
市民の意見や実態が市政に反映されていると認識している市民の割合	%	32.8	42.8

[設定理由]

- 「市民に必要な情報が提供されていると思う市民の割合」については、市民意識調査によると毎年度約2ポイントずつ増加しており、今後も新たなソーシャルメディアによる情報提供を進めることにより、10ポイントの成果向上を目指します。
- 「市民の意見や実態が市政に反映されていると認識している市民の割合」については、市民意識調査によると毎年度約2ポイント増加しているため、今後も一日移動市長室、ご意見箱、出前講座などで市民の声を聴き、市政に反映する努力を継続することにより、10ポイントの成果向上を目指します。

5. 施策と基本事業の体系

施策	基本事業
市民と行政による情報の相互活用	(1) 行政情報の共有
	(2) 市民意見の活用

6. 基本事業の内容

(1) 行政情報の共有

○新たなソーシャルメディアや、マスメディアの更なる活用を検討するとともに、広報誌、ホームページ等を活用し、行政情報を分かりやすい形で積極的に提供します。

○情報公開制度及び個人情報保護制度の適正な運用を図ります。

(2) 市民意見の活用

○市民の意見・要望を聴いて、市政に反映するべき事項を適切に反映させます。



市長とランチで語イもんそ会



広報誌（広報きりしま）

7-4 開かれた議会運営の推進

1. 施策の目的

対 象	意 図
市議会	市民に関心を持たれる議会になる

2. 現状と課題

【現状】

- 傍聴者等からの「議場での発言者の声が聞き取りにくいので改善してほしい。」等の要望や機器の老朽化に対応するため、平成24年度にAVシステム(音響再生装置とビデオ装置を組み合わせたシステム)の改修を行い、傍聴しやすい議会の環境づくりに努めました。
- 市民に対する情報提供の手段として「年4回発行の議会だよりでの定例会等の情報発信」、「インターネット上での本会議及び4常任委員会の会議録の公開」、「インターネットを利用した本会議の生中継及び録画放送」、「定例会終了後に旧市町ごとの議会報告会」などを行っています。
- 各年度の市民意識調査によると議会に関する情報収集手段として最も多い回答は「議会だよりを読む」で、「議員や会派が発行している広報誌を読む」、「ケーブルテレビで議会放映を見た」、「インターネットで議会放映、会議録等を見た」と続いており、それぞれの割合についても各年度においてほとんど変化は見られません。しかし、一方で、議会を「全く見たり聞いたりしたことがない」と回答した市民は、年齢別では20～29歳の年代が最も多く、次に30～39歳の年代と続いており、どちらの年代でも過半数以上を占めています。

【課題】

- 市民への議会広報活動の充実を図るため、分かりやすい議会だよりの作成を行う必要があります。
- インターネットを利用した本会議の映像配信、会議録検索システム、ケーブルテレビを通じた議会中継、議会報告会等の広報手段を、議会だよりや広報誌などを活用して市民に周知を図る必要があります。
- 「[議会基本条例](#)^{*}」の的確な運用を図る必要があります。

※議会基本条例

分権改革によって自治体の権限が拡大したことに伴い、議会の役割も大きくなってきており、このような中で、議会改革を継続的に発展させることを目的として、議会に関する基本的事項について定めた条例のことであります。

3. 方針

○市民の議会に対する関心は高い水準にありますが、更なる成果向上を目指すため、議会改革のサポートを行いながら市民に対する積極的な情報提供に努めます。

4. 目標値

成果指標名	単位	平成 23 年度 (現状値)	平成 29 年度 (目標値)
議会に関心を持っている市民の割合	%	56.7	70.0

[設定理由]

○「議会に関心を持っている市民の割合」については、「インターネットでの議会中継と本会議の会議録検索システムの導入」、「委員会の会議録の公開」、「議会報告会の実施」、「広報広聴常任委員会の設置」、「議会棟の音響再生装置等の改修」等を行い、議会広報活動等の充実に努めており、今後も議会広報活動等の更なる周知を図るとともに、「霧島市議会基本条例」の的確な運用を図ることにより、議会の審議内容が更に理解され、議会がより身近なものと感じられるようになると考えられることから、70.0%を目標値とします。

5. 施策と基本事業の体系

施策	基本事業
開かれた議会運営の推進	(1) 議会に関する情報提供の充実
	(2) 議会運営への支援

6. 基本事業の内容

(1) 議会に関する情報提供の充実

- 議会だよりの更なる充実を図ります。
- 議会だよりのほか、ケーブルテレビなどの広報媒体を利用し、議会中継の充実や傍聴手段の周知を図ります。
- 議会報告会等により市民との対話を進めます。

(2) 議会運営への支援

○議員活動や議会運営に必要な情報収集等の支援を行います。また、議員を対象とした研修等を積極的に取り入れます。



議会報告会



市議会



第3章

後期基本計画の重点戦略

第一次霧島市総合計画前期基本計画では、「各々の地域が個性豊かに発展し、霧島市としての一体感を構築する。」という全庁横断課題を設定し、限りある行政資源の「選択と集中」を図りながら、まちづくりに取り組んでまいりました。

その結果、同計画で掲げたまちづくりの課題の多くが解決されつつあり、日々「霧島市」としての一体感が強まり、新たな時代を切り開くための基盤を構築することができました。

このようなことを踏まえ、後期基本計画では、残された課題の解決に取り組むとともに、個性豊かで様々な表情を併せ持つ霧島市の魅力や特性を活かしながら、市民と行政が協働し、県央の地域中核都市としてのまちづくりを進めてまいります。

◎後期基本計画の重点施策

「前期基本計画において、目標達成度が高い施策を更に伸ばす観点」

1-1 生活基盤の充実

5-4 子育て環境の充実

「前期基本計画において、目標達成度が低い施策の改善を図る観点」

3-1 農・林・水産業の振興

3-3 観光業の振興



第4章 広域行政の推進

本市は、平成17年の市町合併で誕生して以降、周辺市町と連携し広域的な行政の推進を図るため、市境あるいは県境を越えて設立された3つの会議等に参加しています。

これらの会議等で取り組む内容は、環境、観光、防災をはじめとして、本市が「第一次霧島市総合計画後期基本計画」で掲げている複数の施策にわたっており、本市の将来像である「人と自然が輝き、人が拓く、多機能都市」の実現に大きく寄与することが期待できるため、「広域行政の推進」を同計画期間内において複数の施策を横断する一つの柱として位置づけるとともに、このことに関連する取組を積極的に推進します。

● 環霧島会議【平成19年11月9日設立】

日本最初の国立公園である霧島屋久国立公園[※]の「霧島山」をふるさとの山と捉える自治体（宮崎県都城市、高原町、小林市、えびの市、鹿児島県湧水町、曾於市及び霧島市）が、それぞれの行政区域を越えて連携し、環境、観光、防災及び教育等に関わる様々な施策・事業について、お互いに知恵を出し合い、協働することにより、地域活性化を図ることを目的としています。

● 霧島ジオパーク推進連絡協議会【平成20年10月14日設立】

環霧島会議を組織する地域の美しい地質遺産を、地域住民、行政等が連携して保護・研究し、教育的活用やジオツーリズム[※]の場として利用できる環境整備を行うことにより、地域社会の活性化に寄与することを目的としています。

● 錦江湾奥会議【平成23年8月22日設立】

錦江湾の湾奥部に位置する自治体（鹿児島市、垂水市、姶良市及び霧島市）が、それぞれの行政区域を越えて連携し、環境、水産、観光、交通、防災、教育等に関わる様々な施策・事業について、お互いに知恵を出し合い、協働することにより、地域活性化を図ることを目的としています。

※霧島屋久国立公園

現在の名称は、「霧島錦江湾国立公園」です。

※ジオツーリズム

ガイドの話や解説板・パンフレット等で、地層、火山、自然、地球科学、自然科学などについて学びながら巡る「体験型・学習型観光」のことです。

市の花



ミヤマキリシマ

ツツジ科

高千穂河原など霧島一帯に自生します。5～6月上旬にピンク色の花を咲かせます。



ハナタバコ

ナス科

花が美しい鑑賞種のタバコです。性質は丈夫で、夏の花壇に適しています。

市の木



モミジ

カエデ科

落葉高木で、葉は5～9つの掌状に分かれます。秋の紅葉が美しいです。



クロガネモチ

モチノキ科

常緑高木で、秋には直径6mmほどの真っ赤な球形の果実をたくさんつけます。